

県南広域振興局長告示第51号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年3月27日

県南広域振興局長 遠藤達雄

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500061	指定多機能型事業所 ひまわり西園	奥州市水沢区寺領216番地	平成27年3月31日